

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年8月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第1号

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局ポイントサービス取扱規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ポイントの取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) PiTaPa</p> <p>ア PiTaPa 利用により付与されたポイントは、スルッと KANSAI 株式会社が提供するショップ de ポイントへ変換を行い、PiTaPa 交通利用金額から減額することにより、ポイントを利用することができる。</p> <p>イからキまで (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(ポイントの取扱い)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) PiTaPa</p> <p>ア PiTaPa 利用により付与されたポイントは、株式会社スルッと KANSAI が提供するショップ de ポイントへ変換を行い、PiTaPa 交通利用金額から減額することにより、ポイントを利用することができる。</p> <p>イからキまで (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(ポイントの種類)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一日券ポイント</p> <p>ア 大人運賃を適用する場合</p>	<p>(ポイントの種類)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 一日券ポイント</p> <p>ア 大人運賃を適用する場合</p>

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス IC24H チケット	京都市内均一運賃区 間内を運行する京都 市バス及び京都バス の路線	700 円

イ 小児運賃を適用する場合

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス IC24H チケット	京都市内均一運賃区 間内を運行する京都 市バス及び京都バス の路線	350 円

2 (略)

3 一日券ポイントは、次の各号の取扱いとする。

(1) 会員は、一日券ポイントの適用を受けるためには、会員サイト又はポイントチ

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス IC24H チケット	京都市内均一運賃区 間内を運行する京都 市バス及び京都バス の路線	700 円
地下鉄・ バス IC24H チケット	京都市営地下鉄・ 市営バス全線、京都 バス（一部路線を除 く）	1,100 円

イ 小児運賃を適用する場合

サービス名称	ポイント対象	上限額
バス IC24H チケット	京都市内均一運賃区 間内を運行する京都 市バス及び京都バス の路線	350 円
地下鉄・ バス IC24H チケット	京都市営地下鉄・ 市営バス全線、京都 バス（一部路線を除 く）	550 円

2 (略)

3 一日券ポイントは、次の各号の取扱いとする。

(1) 会員は、一日券ポイントの適用を受けるためには、会員サイトにおいて、事前

<p><u>ヤージ機</u>において、事前に利用日時を登録しなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>に利用日時を登録しなければならない。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則 (令和5年9月1日)

この規程は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第12条第1項第3号の規定による「地下鉄・バス IC24H チケット」に対するポイントの付与は、令和5年10月1日以降に対象交通機関に乗車した際の利用額から算出するものとする。

(交通局企画総務部企画調査課)